

協議第134号

平成17年9月30日確認

新市の組織における分掌事務及び専決権限について

新市の組織における分掌事務及び専決権限について別冊のとおり提出する。

平成17年9月2日提出

津地区合併協議会

会長 近藤康雄

別表第1(第1項関係)

部等	課等	担当	主な分掌事務
市長公室	秘書課	秘書担当	秘書及び渉外に関すること。
			儀式及び表彰に関すること。
			三重県自治会館組合との連絡調整に関すること。
			市長会に関すること。
	政策課	政策担当	市政の政策に関すること。
			市政の総合企画、総合調整その他重要事項に関すること。
			総合計画に関すること。
			庁議及び幹部会議に関すること。
			東京事務所との連絡調整に関すること。
			新市まちづくり計画に関すること。
			防衛施設周辺的生活環境の整備等に係る防衛施設庁等との調整に関すること。
			ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに係る総合調整に関すること。
			室の庶務及び室の業務に係る総合調整に関すること。
	東京事務所	渉外担当	国の行政機関その他各種団体等との連絡に関すること。
			市政に係る情報及び資料の収集、発信及び調査等に関すること。
			首都圏における企業の誘致に関すること。
			物産及び観光の紹介等に関すること。
	法務室	法務担当	例規の審査に関すること。
			重要な契約書、協定書等の審査に関すること。
			訴訟事件又は訴訟事件となるおそれのある事件に対する指導助言に関すること。
行政手続に係る総括に関すること。			
施策に係る法的側面からの支援に関すること。			
行政経営課	行政経営担当	行政組織に関すること。	
		事務の分掌及び職務権限に関すること。	
		行財政改革の推進及び総括に関すること。	
		行政の効率化に関すること。	
		地方分権の推進に関すること。	
人事課	人事担当	任免、賞罰その他身分に関すること。	
		職員の定数及び配置に関すること。	
		臨時職員又は常勤を要しない職員の総括に関すること。	
		職員の服務に関すること。	

部等	課等	担当	主な分掌事務
		研修担当	職員研修の企画及び実施に関する事。
			職場研修及び自主研修に係る指導、助言及び援助に関する事。
			研修技術の調査研究及び資料の収集に関する事。
		給与厚生担当	給与に関する事。
			津市特別職報酬等審議会に関する事。
			職員の児童手当の支給に関する事(教育委員会事務部局の職員及び水道局職員に係るものについては総括に関する事務に限る。)
			職員等の旅費に係る総括に関する事。
			津市役所職員共済組合に関する事。
		検査課	検査担当
	工事の適正かつ円滑な履行に係る確認及び指導助言に関する事。		
	工事の手直しに係る命令及び指示に関する事。		
	工事に係る技術指導及び統括的な調整に関する事。		
	設計積算システムの管理及び運用に関する事。		
	防災危機管理室	防災担当	災害対策に係る計画及び実施の総合調整に関する事。
津市災害対策本部に関する事。			
防災訓練の企画及び実施に係る総合調整に関する事。			
住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進に関する事。			
危機管理担当		危機管理(災害、事故又は事件等による緊急の事態への対処をいう。)に係る事務の総括に関する事。	
		武力攻撃事態等への対処に係る事務の総括に関する事。	
総務部	総務課	総務議事担当	行政資料の収集及び整理に関する事。
			住居表示に関する事。
			町及び字の区域の名称に関する事。
			議会に関する事。
			部の庶務及び部の業務に係る総合調整に関する事。
		文書管理担当	文書の管理に関する事。
			公印の管理に関する事。
			文書の收受及び発送に関する事。
			公告式及び公文例に関する事。
		情報公開担当	情報公開に係る総括に関する事。
			個人情報保護に係る総括に関する事。
		統計担当	指定統計等の調査及び分析に関する事。
			各種統計資料の収集及び整理に関する事。

部等	課等	担当	主な分掌事務		
	地域振興室	地域振興担当	地域活動の振興事業に係る企画及び調整に関すること。		
			総合支所との連絡調整に関すること。		
			地域審議会との連絡調整に関すること。		
			津地区地域審議会に関すること。		
			過疎地域等に係る対策に関すること。		
	広報広聴課	広報担当	市政に係る広報に関すること。		
			報道機関に関すること。		
		広聴担当	世論調査及び広聴に関すること。		
			陳情、要望等の受付及び調整に関すること。		
	情報企画課	情報企画担当	行政及び地域の情報化に係る企画及び調整に関すること。		
			行政情報システムの開発に関すること。		
			電子自治体の構築に関すること。		
		情報システム運用担当	行政情報システムの管理、指導及び評価に関すること。		
			情報通信基盤の整備及び管理に関すること。		
津市地域情報センター等の管理及び運営に関すること。					
情報セキュリティに関すること。					
財務部	財政課	財務管理担当	財政の総合調整に関すること。		
			財政計画に関すること。		
			財政状況の公表に関すること。		
			公債費及び基金に関すること。		
			部の庶務及び部の業務に係る総合調整に関すること。		
		財政担当	予算の編成及び予算執行の指導統制に関すること。		
			地方交付税に関すること。		
			決算統計に関すること。		
			契約財産課	物品契約担当	物件等に係る業者の入札参加資格の審査及び名簿作成に関すること。
					物品に係る業者の指名、入札その他の契約に関すること。
	物品の調達及び修繕に関すること。				
	工事契約担当	建設工事等に係る業者の入札参加資格の審査及び名簿作成に関すること。			
		建設工事等に係る業者の指名、入札その他の契約に関すること。			
	財産管理担当	市有財産の総括管理に関すること。			
		普通財産の取得、管理及び処分に関すること。			
		津市土地取得等審査委員会に関すること。			
		財産区に関すること。			
		庁舎管理の総括に関すること。			

部等	課等	担当	主な分掌事務		
			本庁舎及びその附属施設の管理に関すること。		
			車両管理の総括に関すること。		
		市民税課	税務管理担当	税事務の総括に関すること。	
				税務政策の企画及び調査に関すること。	
				市民税課、資産税課及び収税課の予算の調製及び経理に関すること。	
				諸税担当	
		諸税担当	法人市民税及び軽自動車税の賦課に関すること。		
			市たばこ税、鉱産税及び入湯税に関すること。		
			原動機付自転車等の標識に関すること。		
			自動車の臨時運行に関すること。		
			所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金に関すること。		
			市民税担当	個人の市民税及び県民税の賦課に関すること。	
				個人の市民税及び県民税の減免に関すること。	
				個人の市民税及び県民税課税台帳の管理に関すること。	
				個人の市民税及び県民税に係る証明に関すること。	
			資産税課	家屋担当	家屋の固定資産税及び都市計画税に係る評価及び賦課に関すること。
					家屋の評価に係る基準に関すること。
					家屋に係る固定資産課税台帳の管理に関すること。
		家屋に係る固定資産税の証明に関すること。			
		償却資産に係る固定資産税の評価及び賦課に関すること。			
		土地担当		土地の固定資産税及び都市計画税に係る評価及び賦課に関すること。	
				土地の評価に係る基準に関すること。	
				土地に係る固定資産課税台帳及び名寄帳の管理に関すること。	
		収税課	整理担当	市税の徴収に関すること。	
市税の収納整理に関すること。					
市税の督促に関すること。					
納税証明書等の発行に関すること。					
納付書及び納入書の再発行に関すること。					
徴収担当	市税の滞納整理に関すること。				
滞納整理担当	高額及び累積滞納者に係る市税の滞納整理に関すること。				

部等	課等	担当	主な分掌事務
市民部	市民交流課	企画管理担当	自治会との連絡調整に関する事。
			地縁による団体に関する事。
			出張所の総括管理及び連絡調整に関する事。
			部の庶務及び部の業務に係る総合調整に関する事。
		市民活動担当	市民活動に関する事。
			市民活動の組織の育成援助の総括に関する事。
			市民等との協働の推進に関する事。
			暴力の追放に関する事。
		生活相談担当	市民相談に関する事。
			消費生活に関する事。
			計量法に基づく事務に関する事。
		交通安全担当	交通災害共済に関する事。
			交通安全対策の総合調整に関する事。
			放置自転車対策に関する事。
			自転車等駐車場に関する事。
		国際・国内交流担当	国際交流に係る事業の企画及び調整に関する事。
	都市間交流に関する事。		
	市民課	戸籍・管理担当	戸籍の記録及び整備に関する事。
			人口動態調査に関する事。
			アストプラザオフィスとの連絡調整に関する事。
斎場に関する事。			
窓口担当		住民基本台帳に係る届出の受付及び証明書の交付に関する事。	
		戸籍に係る届出等の受付及び証明書の交付に関する事。	
		印鑑の登録及び証明に関する事。	
		公的個人認証サービスに係る電子証明に関する事。	
		住民税、軽自動車税及び固定資産税(租税特別措置法による住宅用家屋証明書を除く。)に係る諸証明書の交付に関する事。	
		埋葬及び火葬の許可に関する事。	
外国人登録担当		外国人の登録に関する事。	
		外国人登録原票記載事項証明書等の交付に関する事。	
人権課		人権啓発担当	人権施策の推進に関する事。
			人権施策に係る基本計画の策定に関する事。
	人権擁護委員に関する事。		

部等	課等	担当	主な分掌事務
	男女共同参画室	男女共同参画担当	男女共同参画の推進に係る事業等の企画及び実施に係る総括に関すること。
			男女共同参画に係る計画に関すること。
			女性のための相談に関すること。
	地域調整室	地域調整担当	地域調整に関すること。
			地域改善関係事業に関すること。
			隣保館の総括に関すること。
環境部	環境政策課	企画管理担当	環境政策の企画及び推進に関すること。
			環境基本計画に関すること。
			簡易水道に係る連絡調整等に関すること。
			部の庶務及び部の業務に係る総合調整に関すること。
		環境共生担当	環境との共生の推進に関すること。
			新エネルギーの利用に関すること。
			地球温暖化対策に関すること。
			環境マネジメントシステム等に関すること。
		資源循環推進担当	廃棄物の処理に係る総合調整に関すること。
			一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。
			ごみの減量に関すること。
			ごみの再生利用に関すること。
	一般廃棄物の収集、運搬及び処分の調査、指導、立入検査等に関すること。		
	施設担当	不法投棄に関すること。	
		一般廃棄物処理施設(新最終処分場を除く。)に係る計画及びその実施に関すること。	
		し尿中継施設に関すること。	
	新最終処分場建設推進課	建設推進担当	一般廃棄物処理施設等の維持管理の総括に関すること。
			新最終処分場の建設に係る計画及び調整に関すること。
	環境保全課	環境保全担当	その他新最終処分場の建設の推進に関すること。
			生活環境の保全に係る総合的な計画及び総合調整に関すること。
			生活環境の保全に係る啓発及び指導に関すること。
生活環境の美化に関すること。			
共同汚水処理施設に関すること。			
浄化槽の普及に関すること。			
自然環境に関すること。			
環境対策担当		環境対策の計画、実施及び調整に関すること。	
		騒音及び振動の規制並びに悪臭の防止に関すること。	
		環境保全協定に関すること。	

部等	課等	担当	主な分掌事務	
			大気、水質、騒音等に係る環境調査に関すること。	
			環境影響評価に関すること。	
			産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議等に関すること。	
		環境衛生担当		墓地に関すること。
		動物の飼養及び収容の許可に関すること。		
		そ族及び昆虫の駆除に関すること。		
		狂犬病の予防に関すること。		
		犬及び猫の不妊手術に関すること。		
	動物の愛護及び適正な飼養に関すること。			
	環境事業課	管理担当		ごみの収集及び分別に係る総合調整に関すること。
	ごみ収集計画に関すること。			
	ごみ一時集積所に関すること。			
	指導担当	清掃意識の普及に関すること。		
	ごみの分別の指導に関すること。			
	事業担当	ごみの収集作業(総合支所所管区域を除く。)の計画及び実施に関すること。		
犬、猫等の死骸処理に関すること。				
健康福祉部	福祉管理課	企画管理担当	各種福祉保健事業に係る総合調整に関すること。	
保健センターとの連絡調整に関すること。				
福祉施設の管理運営等に係る総括に関すること。				
部の庶務及び部の業務に係る総合調整に関すること。				
地域福祉担当	更生保護事業に関すること。			
地域福祉計画に関すること。				
民生委員及び児童委員に関すること。				
戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。				
災害見舞金等の支給に関すること。				
こども家庭課	保育担当	児童福祉法に基づく保育所への入所に関すること。		
保育所に係る入所負担金に関すること				
私立保育所への委託料及び補助金交付に関すること。				
児童母子担当	児童福祉法に基づく福祉の措置(居宅介護の措置等及び保育所への入所承諾等を除く。)に関すること。			
母子及び寡婦福祉法に基づく申請の受付及び調査、指導に関すること。				

部等	課等	担当	主な分掌事務	
			児童手当及び児童扶養手当に関すること。	
			婦人保護事業に関すること。	
		子育て支援担当	児童福祉法に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する相談及び調査指導に関すること。	
			次世代育成支援行動計画に関すること。	
			児童虐待の防止等に関すること。	
	高齢・障がい福祉課	高齢福祉担当		老人福祉法に基づく更生援護に関すること。
				高齢者の生活支援に関すること。
				家族介護支援に関すること。
				在宅介護支援センター事業に関すること。
				高齢者の生きがい対策に関すること。
		障がい福祉担当		身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく更生援護に関すること。
				精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく福祉に関すること。
				身体障害者(児)手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。
				特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、重度心身障害者等介護手当及び心身障害児福祉年金に関すること。
				児童福祉法に基づく居宅生活支援に関すること。
			難病患者等に係る居宅生活支援に関すること。	
	援護課	相談担当		生活保護法に基づく相談及び指導に関すること。
				生活保護金品の支給に関すること。
				行旅病人等の取扱いに関すること。
		援護担当	生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関すること。	
	介護保険課	介護保険担当		介護保険被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。
			介護保険に係る給付に関すること。	
			介護保険サービス提供事業者の指定、指導及び監督に関すること。	
			介護保険第1号被保険者に係る介護保険料の賦課、徴収及び収納に関すること。	
認定審査担当			認定に係る申請及び調査に関すること。	
			介護認定審査会に関すること。	
		認定に係る相談及び不服申し立てに関すること。		
保険年金課	保険管理担当		国民健康保険運営協議会に関すること。	
			津市国民健康保険事業特別会計に関すること。	
			国民健康保険の事業の計画及び調整に関すること。	

部等	課等	担当	主な分掌事務
		国民健康保険担当	国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。
			国民健康保険被保険者証の交付及び検認に関する事。
			国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事。
			国民健康保険に係る療養費、高額療養費、出産育児一時金及び葬祭費の支給等に関する事。
		納付指導担当	国民健康保険料の収納に関する事。
			国民健康保険料に係る納付指導及び調査に関する事。
			国民健康保険料に係る徴収猶予及び欠損処分に関する事。
			国民健康保険料に係る差押処分及び公売に関する事。
		国民年金担当	国民年金被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。
			国民年金保険料の免除に関する事。
			国民年金に関する証書に関する事。
		医療助成室	福祉医療費担当
	精神障害医療費の助成に関する事。		
	老人医療費担当		老人保健医療に係る資格認定等に関する事。
			老人保健医療費の給付に関する事。
商工観光部	商工労政課	企画管理担当	中小企業等の労務改善対策に関する事。
			商工業の振興施策の企画及び総括に関する事。
			勤労者福祉施設に関する事。
			勤労者福祉に係る対策その他労政事務に関する事。
			部の庶務及び部の業務に係る総合調整に関する事。
		商工業振興担当	商工業の振興施策の計画及び調整に関する事。
			商工業に係る育成に関する事。
			物産の振興に関する事。
	中心市街地活性化室	中心市街地活性化担当	中心市街地の活性化に係る施策の計画及び調整に関する事。
			中心市街地の活性化に係る事業の実施に関する事。
		駐車場担当	津市営駐車場に関する事。
	企業立地課	企業立地担当	企業の誘致及び立地に関する事。
			工業団地等の整備に関する事。
			企業の立地に係る奨励措置に関する事。

部等	課等	担当	主な分掌事務
農林水産部	観光振興課	観光管理担当	観光の振興施策の計画及び調整に関すること。
			観光宣伝に関すること。
		観光事業担当	観光事業の実施に関すること。
			観光客の集客に関すること。
	農林水産課	企画管理担当	農林水産業の振興に係る企画及び総括に関すること。
			農業委員会との連絡調整に関すること。
			部の庶務及び部の業務に係る総合調整に関すること。
		農業振興担当	農業振興施策の計画及び調整に関すること。
			農業及び畜産業の指導及び振興に関すること。
			農業経営基盤強化促進対策に関すること。
			鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること
			農作物等への鳥獣被害の防止に関すること。
			家畜及び家きんの防疫及び衛生に関すること。
			中山間地の振興に関すること。
農業共済室	農業共済担当	農業共済団体との連絡調整に関すること。	
		農業共済事務に関すること。	
水産振興室	水産振興担当	水産業振興施策の計画及び調整に関すること。	
		水産業及び水産加工業の振興に関すること。	
		水産物の流通改善に関すること。	
		漁港の整備及び維持管理に関すること。	
		養殖業及び栽培漁業の推進に関すること。	
林業振興室	林業振興担当	林業振興施策の計画及び調整に関すること。	
		林業の振興に関すること。	
		森林整備計画に関すること。	
		林地開発に関すること。	
		森林法に基づく火入れの許可に関すること。	
		林地防災及び治山事業に関すること。	
		林道事業に関すること。	
農業基盤整備課	事業計画担当	土地改良事業に関すること。	
		土地改良団体に関すること。	
		農業集落排水処理施設使用料に関すること。	
		広域農道に関すること。	

部等	課等	担当	主な分掌事務
		基盤整備担当	農業用施設等に係る工事の設計及び施工に関する事 農業集落排水施設の整備及び維持管理に関する事 農道、ため池及び農業用施設の維持管理に関する事
競艇事業部	競艇管理課	経営管理担当	モーターボート競走事業の総括及び調整に関する事
			モーターボート競走事業の経営に関する事
			モーターボート競走事業の調査及び計画等に関する事
			津市競艇運営協議会その他関係団体に関する事
			部の庶務及び部の業務に係る総合調整に関する事
		施設担当	競走場施設の維持管理に関する事
	競艇事業課	企画広報担当	開催業務の企画、広報等に関する事
			出場選手の番組編成に関する事
			ファンの実態調査等に関する事
		労務投票担当	従事員及び臨時職員の任用条件、勤務条件等に関する事
			勝舟投票券の発売並びに払戻金及び返還金の支払に関する事
		警備担当	入場者及び自動車の整理に関する事
整備担当	水上施設の維持管理に関する事		
	競走用モーター及びボートに関する事		
都市計画部	都市管理課	企画管理担当	建設事業等にかかわる関係部局との調整に係る総括に関する事
			委託工事の設計及び施行の分担に係る総合調整に関する事
			部の庶務及び部の業務に係る総合調整に関する事
		交通政策担当	交通政策に係る調査及び計画に関する事
			駐車場法に基づく建築物における駐車施設その他駐車場に関する事
		港湾・海上アクセス担当	津松阪港(津港区)の港湾施設の整備に関する事
	中部国際空港への海上アクセスに関する事		
	海岸整備事業に関する事		
	都市計画課	都市計画担当	都市計画区域及び指定区域などの指定に関する事
			都市計画の決定及び変更に関する事
			国土利用計画法等による土地政策に関する事
市街地に係る住宅施策の計画に関する事			
都市整備担当		市街地再開発事業に係る促進及び調整に関する事 土地区画整理事業に係る促進及び調整に関する事	

部等	課等	担当	主な分掌事務		
	開発指導室	景観担当	都市景観に関すること。 三重県屋外広告物条例の施行に関すること(広告物(はり紙、はり札、立看板及び広告旗に限る。)の除却を除く。)		
		開発指導担当	開発行為等の計画の指導、審査及び協議に関すること。 開発行為の許可に関すること。 違反開発行為の是正及び指導に関すること。 優良宅地の造成に係る認定に関すること。 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づく道路、公園等の整備に係る事前協議等の受付及び適合証の交付に関すること。		
		津駅前北部 土地区画整 理事務所	補償担当	津駅前北部土地区画整理事業の換地計画及び換地処分に関すること。 津駅前北部土地区画整理事業の土地、建築物等に係る補償及び移転等に関すること。	
			工務担当	津駅前北部土地区画整理事業の測量、設計及び施行に関すること。 津駅前北部土地区画整理事業に係る公共施設等の維持管理に関すること。	
		公園緑地課	公園担当	都市計画事業における公園に係る事業等の調査及び計画に関すること。 公園緑地事業に係る工事の設計及び施行に関すること。 公園緑地の維持管理に関すること。 公園緑地の占用等の許可及び使用料の徴収に関すること。 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づく公園等の整備に係る事前協議、完了検査等に関すること。	
				緑化推進担当	緑化施策の総合企画及び総合調整に関すること。 緑の基本計画に関すること。
	建築指導課			建築指導担当	建築基準法に基づく許可及び認定に関すること。 違反建築物に係る監視及び措置に関すること。 建築基準法に基づく道路等の指定に関すること。 道路後退用地の確保及び保全等に関すること。 優良住宅の新築に係る認定に関すること。
					建築審査担当
		建築安全担当	建築物等に係る防災上の調査及び指導に関すること。 建築物等に係る工事の安全に関すること。 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づく建築物の整備に係る事前協議、完了検査等に関すること。 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく計画の認定等に関すること。		

部等	課等	担当	主な分掌事務
			建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画の認定等に関すること。
			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出等(建築物)に関すること。
			エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出等に関すること。
建設部	建設管理課	企画管理担当	部内建設工事に係る計画の総括に関すること。
			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく土木工事に関すること。
			部の庶務及び部の業務に係る総合調整に関すること。
		調査担当	地籍情報緊急整備事業に係る地籍調査に関すること。
			道路、水路と民有地との境界に関すること。
			道路、水路の占用許可及び占用料の徴収に関すること。
			道路用地の財産処分及び寄付取得に関すること。
			道路に係る路線の認定、廃止及び変更に関すること。
			道路台帳の整備に関すること。
			事業調整室
			幹線道路の整備に係る国、三重県等関係団体との調整等に関すること。
	道路建設課	用地担当	道路及び橋梁等の新設、改良等に伴う用地取得等に関すること。
		道路担当	道路及び橋りょうの新設、改良及び舗装に係る工事の設計及び施工に関すること。
		街路担当	都市計画事業における街路事業の調査、計画、設計及び施工に関すること。
	道路維持課	道路維持担当	道路及び橋りょう並びにこれらの附属工作物の管理に関すること。
			道路等の補修工事の設計及び施行に関すること。
			バリアフリーのまちづくり推進条例に基づく道路の整備に係る事前協議、完了検査等に関すること。
		水路維持担当	水路の維持管理に関すること。
			水路の補修工事等の設計及び施行に関すること。
		補修担当	道路の維持及び施設の小修繕に関すること。
公園緑地、都市下水路及び下水道の管渠の維持管理に係る作業に関すること。			
下水道ポンプ施設、排水施設及び排水路の清掃作業に関すること。			
三重県屋外広告物条例に基づく広告物(はり紙、はり札、立看板及び広告旗に限る。)の除却に関すること。			
道路パトロールに関すること。			
市営住宅課	住宅施策担当	市営住宅等に係る施策の計画、調整等に関すること。	
		住宅新築資金等貸付事業に関すること。	

部等	課等	担当	主な分掌事務				
		市営住宅維持担当	市営住宅等の建設計画等に関する事。 市営住宅等の維持修繕に関する事。				
		入居担当	市営住宅等の入居、退去その他管理に関する事。 市営住宅等の家賃の徴収に関する事。				
			建築営繕担当	市有建築物の設計及び工事施行に関する事。			
		営繕課	設備担当	市有建築物の電気設備及び機械設備工事の設計及び工事施行に関する事。			
	下水道部	下水道管理課	経営管理担当	下水道事業に係る調査及び計画に関する事。 下水道事業の経営に関する事。 総合的な都市排水に係る調査及び計画に関する事。 部の庶務及び部の業務に係る総合調整に関する事。			
				下水道業務担当	公共下水道の供用開始に関する事。 排水設備の普及、指導及び検査に関する事。 下水道排水設備指定工事店に関する事。		
負担金・使用料担当					公共下水道事業受益者負担金に関する事。 公共下水道使用料に関する事。		
					下水道建設課	建設担当	下水道の建設工事の設計及び施行に関する事。 私道への公共下水道設置に関する事。 下水道建設工事に係る公共汚水柵等の設置に関する事。
都市下水路担当			都市下水路工事の設計及び施行に関する事。				
下水道施設課			施設担当	終末処理場、ポンプ施設及び排水施設に係る設備工事の設計及び施行に関する事。 終末処理場、ポンプ施設及び排水施設の総合的な維持管理に関する事。			
				維持担当	下水道管渠等(都市下水路を含む)に係る維持工事の設計及び施工に関する事。 下水道管渠等(都市下水路を含む)の維持管理に関する事。 既設汚水管への公共汚水柵等の設置に関する事。 下水道台帳に関する事。		
			河川課		河川担当	河川の調査及び計画に関する事。 準用河川等の維持管理に関する事。 準用河川等に係る工事の設計及び施行に関する事。 河川台帳に関する事。 調整池の維持管理に関する事。 災害復旧事業に係る関係機関との連絡調整に関する事。	
						砂防・急傾斜地担当	砂防事業に係る調査、調整等に関する事。 急傾斜地崩壊防止対策事業に係る調査、調整等に関する事。

別表第2(第1項関係)

専決事項	決裁区分				
	担当主幹	課長等	部次長等	部長等	助 役
部内各課の調整及び取りまとめに関すること。			○		
関係諸団体の指導及び同団体との連絡調整に関すること。				○	
公文書(その写しを含む。以下同じ。)の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写し若しくは証明書等の交付(津市情報公開条例及び津市個人情報保護に関する条例の規定に基づく公文書の閲覧又は写しの交付を除く。)に関すること。	○				
専用公印の管守に関すること。	○				
公用車の管理に関すること。		○			
職務に専念する義務の免除に関すること。 部長及び部長相当職に係るもの 部次長及び部次長相当職に係るもの 課長及び課長相当職に係るもの 課(室)所属職員に係るもの		○	○	○	○
出張及び時間外勤務の命令、管理職員特別勤務、休暇並びに欠勤に関すること。 部長及び部長相当職に係るもの 部次長及び部次長相当職に係るもの 課長及び課長相当職に係るもの			○	○	○
課(室)所属職員の出張及び時間外勤務の命令、管理職員特別勤務(担当主幹に係るものに限る。)、休暇並びに欠勤に関すること。		○			
工事に伴う他人の土地の一時使用又は当該土地への立入りに関すること。		○			
工事の監督員の任命に関すること。			○		
工事に伴う資材の管理に関すること。	○				
工事の立案、調査、設計及び実施についての指導及び調整に関すること。			○		
工事又は製造の請負に係る下請業者の承認に関すること。			○		
工事又は製造の請負に伴い付する当該工事又は製造の請負の期間内における当該工事又は製造に係る火災保険に関すること。		○			

次に掲げる事項の支出負担行為及び執行に関すること。						
(1) 報酬			○			
(2) 共済費						
(3) 災害補償費				10万円未満のもの	10万円以上50万円未満のもの	50万円以上のもの
(4) 賃金			○			
(5) 報償費 (法令、契約及び定基準に基づくもの又は別途承認済みのものは、課長上限なし。)			10万円未満のもの	10万円以上20万円未満のもの	20万円以上50万円未満のもの	50万円以上のもの
(6) 旅費			○			
(7) 交際費					3万円未満のもの	3万円以上のもの
(8) 需用費	消耗品費 燃料費  (単価契約済物品及び単価が統一されている物品に係るものは、課長上限なし。)			100万円未満のもの	100万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの
	食糧費			3万円未満のもの	3万円以上のもの	
	印刷製本費 (単価契約済物品は、課長上限なし。)			100万円未満のもの	100万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの
	光熱水費			○		
	修繕料  (単価契約済物品は、課長上限なし。)			100万円未満のもの	100万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの
	賄材料費 飼料費 医薬材料費			100万円未満のもの	100万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの
(9) 役務費	通信運搬費			○		

	保管料 広告料		20万円未 満のもの	20万円以 上100万 円未満の もの	100万円 以上のも の	
	手数料 筆耕翻訳料 火災保険料 自動車損害保 険料 その他賠償責 任保険料		○			
(10) 委託料 (法令、契約及び定基準に基づ くもの又は別途承認済みのもの は、課長上限なし。)						
ア 工事又は製造の請負に係る 調査、測量、設計等の委託料		1,000万円 未満のも の	1,000万円 以上 9,000万円 未満のも の	9,000万円 以上 15,000万 円未満の もの	15,000万 円以上の もの	
イ その他の委託料		50万円未 満のもの	50万円以 上100万 円未満の もの	100万円 以上500 万円未満 のもの	500万円 以上のも の	
(11) 使用料及び賃借料 (法令、契約及び定基準に基づ くもの又は別途承認済みのもの は、課長上限なし。)		50万円未 満のもの	50万円以 上100万 円未満の もの	100万円 以上500 万円未満 のもの	500万円 以上のも の	
(12) 工事請負費 (前金払及び部分払に関するこ とを含む。)		1,000万円 未満のも の	1,000万円 以上9,000 万円未満 のもの	9,000万円 以上 15,000万 円未満の もの	15,000万 円以上の もの	
(13) 原材料費  (単価契約済物品は、課長上限 なし。)		100万円 未満のも の	100万円 以上200 万円未満 のもの	200万円 以上のも の		
(14) 公有財産購入費			50万円未 満のもの	50万円以 上2,000万 円未満の もの	2,000万円 以上のも の	
(15) 備品購入費		100万円 未満のも の	100万円 以上200 万円未満 のもの	200万円 以上のも の		
(16) 負担金、補助及び交付金 (法令、契約及び定基準に基づ くもの又は別途承認済みのもの は、課長上限なし。)		50万円未 満のもの	50万円以 上100万 円未満の もの	100万円 以上500 万円未満 のもの	500万円 以上のも の	

(17) 扶助費				○	
(18) 貸付金					
(19) 補償金及び補填金 (欠損補填金及び繰上充当金を除く。)		100万円未満のもの	100万円以上500万円未満のもの	500万円以上1,000万円未満のもの	1,000万円以上のもの
(20) 賠償金				50万円未満のもの	50万円以上のもの
(21) 償還金、利子及び割引料 (既定償還計画に基づくものは、課長上限なし。)		50万円未満のもの	50万円以上100万円未満のもの	100万円以上のもの	
(22) 投資及び出資金					
(23) 積立金			100万円未満のもの	100万円以上のもの	
(24) 寄附金					
(25) 公課費		○			
(26) 繰出金			100万円未満のもの	100万円以上のもの	
収入金の収入命令及び戻出命令に関すること。				○	
収入金の科目更正命令に関すること。		○			
支出命令及び戻入命令に関すること。 (1) 部長以上の専決事項に属するもの				○	
(2) 部次長の専決事項に属するもの			○		
(3) 課長の専決事項に属するもの		○			
予算の流用命令に関すること。				○	
支出金の科目更正命令に関すること。		○			
寄附金品の収受に関すること。		5万円未満のもの	5万円以上20万円未満のもの	20万円以上50万円未満のもの	50万円以上100万円未満のもの

※ 部次長が置かれていない場合の部次長に係る専決事項は部長の専決事項と、担当主幹が置かれていない場合の担当主幹に係る専決事項は課長等の専決事項とする。

別表第3(第1項関係)

部等	課等	担当	主な分掌事務
都市計画部	久居工事事務所	管理担当	所管区域における土木工事の施工に係る調整に関すること。
			所管区域における土木工事に係る予算の見積りに関すること。
		建設担当	所管区域における道路、公園及び農林業施設等に係る新設改良工事に関すること。
			所管区域における道路、公園及び農林業施設等に係る維持補修工事に関すること(総合支所所管分を除く。)
			その他所管区域における依頼による土木工事(下水道、河川等に係るものを除く。)に関すること。
		下水道担当	所管区域における下水道、河川等に係る新設改良工事に関すること。
			所管区域における下水道、河川等に係る維持補修工事に関すること(総合支所所管分を除く。)
			その他所管区域における依頼による土木工事(下水道、河川等に係るものに限る。)に関すること。

別表第4(第1項関係)

専決事項	決裁区分				
	担当主幹	工事事務 所長	部次長等	部長等	助 役
所内各課の調整及び取りまとめに関する事。		○			
公用車の管理に関する事。		○			
職務に専念する義務の免除に関する事。 工事事務所長に係るもの				○	
工事事務所所属職員に係るもの		○			
工事事務所長の出張及び時間外勤務の命令、 管理職員特別勤務、休暇並びに欠勤に関する 事。				○	
工事事務所所属職員の出張及び時間外勤務の 命令、管理職員特別勤務(担当主幹に係るもの に限る。)、休暇並びに欠勤に関する事。		○			
工事に伴う他人の土地の一時使用又は当該土地 への立入りに関する事。		○			
工事の監督員の任命に関する事。		○			
工事に伴う資材の管理に関する事。	○				
工事の立案、調査、設計及び実施についての指 導及び調整に関する事。		○			
工事又は製造の請負に係る下請業者の承認に関 する事。		○			
工事又は製造の請負に伴い付する当該工事又は 製造の請負の期間内における当該工事又は製造 に係る火災保険に関する事。		○			

※ 担当主幹が置かれていない場合の担当主幹に係る専決事項は、工事事務所長の専決事項とする。

別表第5(第1項関係)

課等		担当		主な分掌事務
総合支所 (久居総合支所を除く。)	久居総合支所	総合支所 (久居総合支所を除く。)	久居総合支所	
総務課	総務課	総務担当	総務担当	文書の管理に関する事。
				公印の管理に関する事。
				文書の收受及び発送に関する事。
				情報公開に係る請求の受付及び開示に関する事。
				個人情報の保護に係る自己情報の開示請求等の受付及び開示に関する事。
				指定統計等の調査に関する事。
				出張所の総括管理及び連絡調整に関する事。
				広報活動の企画に係る資料収集に関する事。
				広聴に関する事。
				陳情、要望等の受付及び調整に関する事。
				支所職員の服務及び給与等の総括並びに本庁との連絡調整に関する事。
		支所職員の総括に関する事。		
		選挙管理委員会との連絡調整に関する事。		
		財産管理担当	財産管理担当	庁舎の管理に関する事。
		市有財産の管理に関する事。		
		財産区に関する事。		
		車両の管理及び車両の運行に係る事故防止対策に関する事。		
		防災危機管理担当	防災危機管理担当	消防団との連絡調整に関する事。
				災害及び危機管理等に関する事
		収納担当	収納担当	収納に係る総括に関する事。
				情報システム等の管理及び指導に関する事。
地域振興室	地域振興室	地域振興担当	地域振興担当	地域活動の振興事業に係る企画及び調整に関する事。
				地区地域審議会に関する事。
				過疎地域等に係る対策に関する事。
市民福祉課	市民課	戸籍住民担当	戸籍住民担当	住民基本台帳に係る届出の受付及び証明書の交付に関する事。
				戸籍に係る届出等の受付及び証明書の交付に関する事。
				印鑑の登録及び証明に関する事。
				公的個人認証サービスに係る電子証明に関する事。
				外国人の登録に係る受付及び証明書の交付に関する事。
				埋葬及び火葬の許可に関する事。
				斎場に関する事。
		税務担当	市民税担当	原動機付自転車等の標識に関する事。
				自動車の臨時運行に関する事。

課等		担当		主な分掌事務			
総合支所 (久居総合支所を除く。)	久居総合支所	総合支所 (久居総合支所を除く。)	久居総合支所				
				市民税及び県民税の申告の受付並びに賦課(当初課税を除く。)に関する事。			
				市民税等(固定資産税を除く。)に係る諸証明に関する事。			
				市民税等(固定資産税を除く。)の収納及び納付指導(現年度分に限る。)に関する事。			
				資産税担当	固定資産税に係る評価及び賦課(都市計画税含む。(当初課税を除く。))に関する事。		
				固定資産税に係る諸証明に関する事。			
				固定資産税の収納及び納付指導(現年度分に限る。)に関する事。			
	福祉課	福祉担当	福祉担当	福祉担当	戦傷病者、戦没者遺族等の援護に係る受付等に関する事。		
					生活保護金品の受け渡しに関する事。		
					民生委員及び児童委員との連絡調整に関する事。		
			子ども家庭担当	子ども家庭担当	子ども家庭担当	子ども家庭担当	保育所への入所に係る申請の受付及び面接に関する事。
							児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に基づく申請の受付及び調査指導等に関する事。
							児童手当及び児童扶養手当に係る認定請求書等の受付に関する事。
							児童虐待の防止等に関する事。
			高齢・障がい担当	高齢・障がい担当	高齢・障がい担当	高齢・障がい担当	老人福祉法に基づく申請の受付及び調査指導等に関する事。
							高齢者の福祉に係る申請の受付及び利用の決定等に関する事。
							身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法に基づく申請の受付及び調査指導等に関する事。
							身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉に係る申請の受付及び利用の決定等に関する事。
							身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に係る申請の受付に関する事。
							特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、重度心身障害者等介護手当及び心身障害児福祉年金に係る認定請求書等の受付等に関する事。
							難病患者等に係る居宅生活支援に関する事。
							保険年金担当
介護保険に係る給付申請の受付に関する事。							
介護保険第1号被保険者に係る介護保険料の徴収及び収納に関する事。							
保険年金担当	保険年金担当	保険年金担当	保険年金担当	国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。			
				国民健康保険被保険者証の交付(被保険者証の更新を除く)及び検認に関する事。			
				国民健康保険に係る療養費、高額療養費、出産育児一時金及び葬祭費の支給等に係る申請の受付に関する事。			
				国民年金被保険者の資格の取得及び喪失に係る受付に関する事。			
国民健康保険料の徴収及び収納に関する事。							

課等		担当		主な分掌事務
総合支所 (久居総合支所を除く。)	久居総合支所	総合支所 (久居総合支所を除く。)	久居総合支所	
				福祉医療等に係る受給資格の認定等に関する事 老人保健医療に係る資格認定等に関する事(被保険者証の更新を除く)。 老人保健医療費の給付に係る申請の受付に関する事。
生活環境課	生活課	市民生活担当	市民生活担当	自治会との連絡調整に関する事。
				地縁による団体に関する事。
				市民等との協働の推進に関する事。
				コミュニティ施設及び集会所に関する事。
				市民相談に関する事。
				水道に係る相談に関する事。
				交通災害共済に係る受付に関する事。
		人権啓発担当	人権啓発担当	人権施策の推進に関する事。
				地域調整に関する事。
				地域改善関係事業に関する事。
	環境課	環境担当	廃棄物担当	一般廃棄物の収集、運搬及び処分等の調査、指導、立入検査等に関する事。
				ごみの収集作業の計画及び実施に関する事。
				犬、猫等の死骸処理に関する事。
				不法投棄に関する事。
一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可に係る申請の受付に関する事。				
ごみの減量及び再生利用の推進及び申請の受付に関する事。				
ごみ一時集積所に関する事。				
環境保全担当	環境マネジメントシステム等の運用に関する事。			
	風力発電事業に関する事(久居総合支所に限る。)			
	共同汚水処理施設に関する事。			
	浄化槽の普及に関する事。			
	騒音及び振動の規制並びに悪臭の防止に関する事(勧告及び命令等に関する事務を除く。)			
	大気、水質、騒音等に係る環境調査に関する事。			
	墓地に関する事。			
動物の飼養及び収容の許可に係る申請の受付に関する事。				
そ族及び昆虫の駆除に関する事。				
狂犬病の予防に関する事。				
犬及び猫の不妊手術に関する事。				
動物の愛護及び適正な飼養に関する事。				

課等		担当		主な分掌事務
総合支所 (久居総合支所を除く。)	久居総合支所	総合支所 (久居総合支所を除く。)	久居総合支所	
産業建設課	産業課	商工観光振興担当	商工観光振興担当	営業証明に関する事。
				商工業に係る育成に関する事。
				観光事業の実施に関する事。
				観光施設の管理運営及び維持補修に関する事。
		農林水産業振興担当	農林水産業振興担当	農業委員会との連絡調整に関する事。
				農業、畜産業の指導及び振興に関する事。
				鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事
				家畜及び家きんの防疫及び衛生に関する事。
				農業施設及び林業施設の管理運営及び維持補修に関する事。
				林業の振興に関する事。
	水産業の振興に関する事。			
	漁港の維持管理に関する事。			
	養殖業及び栽培漁業の推進に関する事。			
	農業集落排水事業の施設維持管理及び使用料の徴収に関する事。			
	建設課	維持担当	建設維持担当	市道、農道、林道、橋梁及び水路の維持管理に関する事。
				市道、農道、林道、橋梁及び水路の新設改良工事に係る用地取得及び境界立会いに関する事。
				違反開発行為に係る通報並びにパトロール等に関する事。
				公園緑地に係る維持補修に関する事。
				建築工事届の受付等に関する事。
				違反建築物に係る指導並びにパトロール等に関する事。
道路パトロールに関する事。				
三重県屋外広告物条例に基づく広告物(はり紙、はり札、立看板及び広告旗に限る。)の除却に関する事。				
市営住宅及び市有建築物等の維持修繕に関する事。				
市営住宅等の家賃の徴収に関する事。				
下水道維持担当	下水道維持担当	排水設備の普及、指導及び検査に関する事。		
		公共下水道事業受益者負担金及び使用料の徴収に関する事。		
		終末処理場、ポンプ施設及び排水施設の維持管理に関する事。		
		下水道管渠等(都市下水路を含む)の維持管理に関する事。		
		既設污水管への公共污水柵等の設置に関する事。		
		準用河川等の維持管理に関する事。		
		調整池の維持管理に関する事。		
		下水道管渠等及び準用河川等の新設改良工事に係る用地取得及び境界立会いに関する事。		
		砂防事業に係る調査、調整等に関する事。		
		急傾斜地崩壊防止対策事業に係る調査、調整等に関する事。		

別表第6(第1項関係)

専決事項	決裁区分				
	担当主幹	総合支所 課長等	副総合 支所長	総合 支所長	助 役
総合支所内各課の調整及び取りまとめに関する こと。			○		
関係諸団体の指導及び同団体との連絡調整に 関すること。				○	
公文書(その写しを含む。以下同じ。)の閲覧若 しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写し若しくは証 明書等の交付(津市情報公開条例及び津市個人 情報保護に関する条例の規定に基づく公文書の 閲覧又は写しの交付を除く。)に関する こと。	○				
専用公印の管守に関する こと。	○				
公用車の管理に関する こと。		○			
職務に専念する義務の免除に関する こと。 総合支所長に係るもの 副総合支所長に係るもの 総合支所課長等に係るもの 総合支所の課(室)所属職員に係るもの					○
出張及び時間外勤務の命令、管理職員特別勤 務、休暇並びに欠勤に関する こと。 総合支所長に係るもの 副総合支所長に係るもの 総合支所課長等に係るもの				○	○
課(室)所属職員の出張及び時間外勤務の命令、 管理職員特別勤務(担当主幹に係るものに限 る。)、休暇並びに欠勤に関する こと。		○			
次に掲げる事項の支出負担行為及び執行に 関すること。					
(1) 報酬		○			
(2) 共済費					
(3) 災害補償費			10万円未 満のもの	10万円以 上50万円 未満のも の	50万円以 上のもの
(4) 賃金		○			

(5) 報償費 (法令、契約及び定基準に基づくもの又は別途承認済みのものは、課長上限なし。)			10万円未満のもの	10万円以上20万円未満のもの	20万円以上50万円未満のもの	50万円以上のもの
(6) 旅費			○			
(7) 交際費					3万円未満のもの	3万円以上のもの
(8) 需用費	消耗品費 燃料費  (単価契約済物品及び単価が統一されている物品に係るものは、課長上限なし。)		100万円未満のもの	100万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの	
	食糧費		3万円未満のもの	3万円以上のもの		
	印刷製本費 (単価契約済物品は、課長上限なし。)		100万円未満のもの	100万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの	
	光熱水費		○			
	修繕料 (単価契約済物品は、課長上限なし。)		100万円未満のもの	100万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの	
	賄材料費 飼料費 医薬材料費		100万円未満のもの	100万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの	
	(9) 役務費	通信運搬費		○		
	保管料 広告料		20万円未満のもの	20万円以上100万円未満のもの	100万円以上のもの	
	手数料 筆耕翻訳料 火災保険料 自動車損害保険料 その他賠償責任保険料		○			

(10) 委託料 (法令、契約及び定基準に基づくもの又は別途承認済みのものは、課長上限なし。) ア 工事又は製造の請負に係る調査、測量、設計等の委託料		1,000万円未満のもの	1,000万円以上 9,000万円未満のもの	9,000万円以上 15,000万円未満のもの	15,000万円以上のもの
イ その他の委託料		50万円未満のもの	50万円以上100万円未満のもの	100万円以上500万円未満のもの	500万円以上のもの
(11) 使用料及び賃借料 (法令、契約及び定基準に基づくもの又は別途承認済みのものは、課長上限なし。)		50万円未満のもの	50万円以上100万円未満のもの	100万円以上500万円未満のもの	500万円以上のもの
(12) 工事請負費 (前金払及び部分払に関することを含む。)		1,000万円未満のもの	1,000万円以上9,000万円未満のもの	9,000万円以上 15,000万円未満のもの	15,000万円以上のもの
(13) 原材料費 (単価契約済物品は、課長上限なし。)		100万円未満のもの	100万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの	
(14) 公有財産購入費			50万円未満のもの	50万円以上2,000万円未満のもの	2,000万円以上のもの
(15) 備品購入費		100万円未満のもの	100万円以上200万円未満のもの	200万円以上のもの	
(16) 負担金、補助及び交付金 (法令、契約及び定基準に基づくもの又は別途承認済みのものは、課長上限なし。)		50万円未満のもの	50万円以上100万円未満のもの	100万円以上500万円未満のもの	500万円以上のもの
(17) 扶助費				○	
(18) 貸付金					
(19) 補償金及び補填金 (欠損補填金及び繰上充当金を除く。)		100万円未満のもの	100万円以上500万円未満のもの	500万円以上1,000万円未満のもの	1,000万円以上のもの

(20) 賠償金				50万円未 満のもの	50万円以 上のもの
(21) 償還金、利子及び割引料 (既定償還計画に基づくものは、 課長上限なし。)		50万円未 満のもの	50万円以 上100万 円未満の もの	100万円 以上のも の	
(22) 投資及び出資金					
(23) 積立金			100万円 未満のも の	100万円 以上のも の	
(24) 寄附金					
(25) 公課費		○			
(26) 繰出金			100万円 未満のも の	100万円 以上のも の	
収入金の収入命令及び戻出命令に関すること。				○	
収入金の科目更正命令に関すること。		○			
支出命令及び戻入命令に関すること。 (1) 総合支所長以上の専決事項に属するもの (2) 副総合支所長の専決事項に属するもの (3) 総合支所課長の専決事項に属するもの				○	
予算の流用命令に関すること。				○	
支出金の科目更正命令に関すること。		○			
寄附金品の収受に関すること。		5万円未 満のもの	5万円以 上20万円 未満のも の	20万円以 上50万円 未満のも の	50万円以 上100万 円未満の もの

※ 副支所長が置かれていない場合の副支所長に係る専決事項は支所長の専決事項と、担当主幹が置かれていない場合の担当主幹に係る専決事項は課長等の専決事項とする。

別表第7(第2項関係)

部等	課等	担当	主な分掌事務
水道局	水道総務課	経営管理担当	水道事業の重要事項並びに企画及び調整に関すること。
			経営の基本計画及び事業計画に関すること。
			諸規程の制定及び改廃の総括に関すること。
			文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
			事業の統計に関すること。
			職員の人事、給与、研修及び勤務条件に関すること。
			職員の福利厚生及び公務災害補償に関すること。
			防災・災害復旧に係る計画及び実施の総合調整に関すること。
	経理担当	出納検査に関すること。	
		資金計画及び財政計画に関すること。	
		予算及び決算に関すること。	
		企業債及び一時借入金に関すること。	
		金銭の出納及び保管に関すること。	
		収入及び支出に関する証拠書類の審査、整理及び保管に関すること。	
		指定金融機関に関すること。	
		契約財産担当	財産の取得、処分、管理、登記及び調整に関すること。
	庁舎の管理に関すること。		
	車両の運行、整備、事故防止対策等の総括管理に関すること。		
	貯蔵品の出納及び管理に関すること。		
	物品の調達及び修繕の契約に関すること。		
	建設工事等入札参加資格審査委員会に関すること。		
	建設工事等の入札その他の契約に関すること。		
	資産の評価及び固定資産台帳に関すること。		
	簡易水道担当	簡易水道事業の計画及び統合の総括に関すること。	
簡易水道事業における開発調整に関すること。			
簡易水道の予算及び決算の総括に関すること。			
営業課	料金担当	営業の企画に関すること。	
		水道料金等の調定に関すること。	
		水道料金等預金口座振替に関すること。	
		水道料金等の相談に関すること。	
		下水道使用料及び簡易水道料金徴収事務受任に関すること。	
給水担当	給水工事の申込みに関すること。		

部等	課等	担当	主な分掌事務	
			給水工事の設計、施行及び検査に関すること。	
			給水工事費等の調定に関すること。	
			水道の不正使用の取締りに関すること。	
			指定給水装置工事事業者の指定等に関すること。	
			指定給水装置工事事業者の指導監督に関すること。	
			給水装置工事主任技術者の届出に関すること。	
			給水装置工事主任技術者の研修に関すること。	
			貯水槽水道に関すること。	
		計量担当	使用水量の計量に関すること。	
			水道の使用開始及び中止に関すること。	
			水道の使用中止に伴う料金の精算に関すること。	
			量水器等の維持管理に関すること。	
			取納担当	水道料金等の収納に関すること。
				未納料金の督促及び滞納整理に関すること。
	欠損処分に関すること。			
	給水停止処分に関すること。			
	工務課	調査担当	水道施設の整備の企画及び調査に関すること。	
			漏水の防止、水圧測定及び出水不良地区の調査に関すること。	
			配水管の洗管及び更生並びに赤水、濁水等の処理に関すること。	
			配水管図の整備に関すること。	
			道路及び河川の占用許可の更新に関すること。	
			無線装置の管理に関すること。	
			断水及び給水制限等に関すること。	
			材料資格審査に関すること。	
		工事担当	公共工事に伴う配水管の移設等受託工事に関すること。	
			工事の設計及び施工の基準に関すること。	
			災害復旧に関すること。	
		建設改良担当	拡張工事の企画、調査、設計及び施工に関すること。	
建設改良工事の企画、調査、設計及び施工に関すること。				
開発行為に伴う配水管等の工事の審査、設計及び施工に関すること。				
拡張事業等の認可申請に関すること。				

部等	課等	担当	主な分掌事務
		維持担当	給配水管の維持管理に関すること。
			消火栓及び仕切弁等の維持管理に関すること。
			応急給水に関すること。
			給配水管の保全に関すること。
	浄水課	浄水管理担当	利水の調整に関すること。
			水源の保護の総括に関すること。
			水道資料に係る施設の管理に関すること。
			水道水源保護審議会に関すること。
			水道法第21条に係る職員の保健衛生に関すること。
			分水に関すること。
		浄水施設担当	各浄水施設の総括に関すること。
			ポンプ場及び配水場の施設の維持管理に関すること。
			事業用電気設備及び機械設備の維持管理に関すること。
			浄水施設整備に係る調査研究に関すること。
		水質管理担当	水質の管理及び試験に関すること。
			水源の保護に係る監視に関すること。
			水源の水質保全に伴う水質調査に関すること。
			浄水、送配水及び給水過程の水質試験に関すること。
			浄水処理、水質の調査及び研究に関すること。
			薬品の管理に関すること。

別表第8(第2項関係)

部等	課等	担当	主な分掌事務
水道局	水道事業所	管理担当	管内における水道事業(簡易水道事業を含む。)の管理及び営業等に関する事。
		事業担当	管内における水道事業(簡易水道事業を含む。)の工務及び浄水等に関する事。

※ 美杉総合支所の所管区域に係る水道関連施設の維持管理等については、一志水道事業所美杉分室が分掌するものとする。

別表第9(第2項関係)

専決事項	決裁区分		
	担当主幹	課長等	局次長等
指定給水装置工事事業者の組合の指導に関する事。			○
次に掲げる文書の処理(重要なものを除く。)に関する事。	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの
許可、認可、照会、回答、申請若しくは願い、届け、進達、副申、通知若しくは通報、報告、依頼又は通達に関する事。			
公文書の閲覧及びこれに基づく証明書等の交付及び津市個人情報保護に関する条例の規定に基づく公文書の閲覧又は写しの交付を除く。)に関する事。	○		
所管に属する車両の管理に関する事。		○	
出張及び時間外勤務の命令、管理職員特別勤務、休暇並びに欠勤に関する事。		課所属職員に係るもの	課長に係るもの
報酬、共済費及び賃金に関する事。		○	
次に掲げる事項に係る契約、執行及び支出に関する事。			
(1) 工事に関する事(工事の延長及び中止命令を含む。)		200万円未満	200万円以上 500万円未満
(2) 物品の購入及び加工等に関する事(単価等の契約に基づくものについては、課長上限なし。)		100万円未満	100万円以上 300万円未満
(3) 修繕に関する事。		100万円未満	100万円以上 300万円未満
(4) 負担金、補助及び交付金に関する事(法令、契約及び定基準に基づくもの又は別途承認済みのものについては、課長上限なし。)		50万円未満	50万円以上 100万円未満
(5) 委託料及び賃借料に関する事(法令、契約及び定基準に基づくもの又は別途承認済みのものについては、課長上限なし。)		50万円未満	50万円以上 100万円未満
(6) 食糧費及び雑費に関する事。		3万円未満	3万円以上
(7) 動力費及び燃料費に関する事(単価契約済物品及び単価が統一されている物品に係るものについては、課長上限なし。)		100万円未満	100万円以上 200万円未満
(8) 光熱水費及び通信運搬費に関する事。		○	
工事に伴う私有地の一時使用又は立入りに関する事。		○	
工事の監督員の任命に関する事。			○
請負工事に係る下請業者の承認に関する事。			○

※ 水道事業所に所長を置き、この表の課長等と同等の専決権限を付与することとします。

別表第10(第2項関係)

部等	課等	担当	主な分掌事務	
消防本部	消防総務課	人事研修担当	職員の任用、分限、懲戒、服務その他身分取扱いに関する事。	
			職員の人事及び給与に関する事。	
			職員の安全及び衛生並びに福利厚生に関する事。	
			文書の收受、発送及び保存に関する事。	
			消防職員委員会に関する事。	
			総合的な部内研修の企画に関する事。	
			職員の資格取得に関する事。	
		経理担当	予算、決算及び経理に関する事。	
			財産の管理及び処分に関する事。	
			物品の購入及び修繕に関する事。	
			消防車両の燃料審査に関する事。	
		企画広報担当	組織制度及び組織運営の企画並びに調査に関する事。	
			消防長の特命による事務事業に関する事。	
			消防力の整備に関する事。	
			監察に関する事。	
			消防関係条例、規則、訓令、例規及び告示の成案審査並びに制定手続きに関する事。	
			総合的な広報の企画、立案及び調整に関する事。	
			消防音楽隊に関する事。	
	武力攻撃事態等への対処に係る事務の取りまとめに関する事。			
	国民の保護に関する計画の実施調整に関する事。			
	予防課		予防担当	火災予防対策の企画及び調整に関する事。
				自主防火管理体制の確立に関する事。
		火災予防の広報及び市民相談に関する事。		
		火災の原因及び損害の調査に関する事。		
		消防関係団体の育成及び指導に関する事。		
		危険物担当	危険物製造所等に係る許可、認可、承認及び届出に関する事。	
			危険物等の災害調査に関する事。	
		設備担当	建築確認及び許可の消防同意に関する事。	
			消防用設備等の設置指導及び検査に関する事。	
			防災規制に係る処理に関する事。	
液化石油ガスの意見書交付に関する事。				
住宅用火災警報器等の設置指導に関する事。				

部等	課等	担当	主な分掌事務
		指導担当	防火対象物に係る法令違反の処理に関する事。
			防火対象物の表示及び公表に関する事。
			危険物製造所等の査察及び防災対策の推進に関する事。
			危険物製造所等に係る法令違反の処理に関する事。
			危険物取扱者及び危険物保安監督者等の育成指導に関する事。
	消防救急課	消防担当	警防対策の企画および調整に関する事。
			大規模な消防訓練の企画及び立案に関する事。
			火災その他の災害の調査及び分析並びに災害統計に関する事。
			消防部隊の出動及び運用の計画に関する事。
			消防水利の設置及び保全に関する事。
			非常警備および消防相互応援に関する事。
			開発行為に係る協議及び同意に関する事。
			支援隊の編成及び活動調整に関する事。
			自主防災組織等との連絡調整に関する事。
			救急救助担当
		救急隊及び救助隊の運用に関する事。	
		大規模救急救助事故対策に関する事。	
		救急救命士の配備計画に関する事。	
		感染防止対策に関する事。	
		消防団担当 装備担当	消防団事務の総合調整に関する事。
	消防機械器具の管理、整備保全、検査に関する事。		
	消防機械器具の取り扱い指導に関する事。		
	消防機械器具の改良研究に関する事。		
	消防機械器具の企画設計に関する事。		
	消防機械器具の配備・更新計画に関する事。		
	通信指令課	通信指令担当	指令業務の企画及び調査に関する事。
			消防通信の運用及び統制に関する事。
			消防通信設備の整備及び保守管理並びに技術指導に関する事。
			災害通報の受理、出動指令及び初動対応に関する事。

部等	課等	担当	主な分掌事務
消防署			出動部隊に関する情報収集及び指示の伝達に関すること。
			救急管制に関すること。
			気象情報、地震情報、その他の災害情報の収集伝達に関すること。
			災害情報及び救急医療情報の案内に関すること。
		情報管理 担当	防災情報処理システムの企画、開発及び調整に関すること。
		防災情報処理システムの運営管理及び技術指導に関すること。	
	庶務予防 担当		津市火災予防条例の規定に基づく届出の受理に関すること。
			防火対象物に係る禁止行為の解除申請に関すること。
			消火活動上重大な障害を生ずるおそれのある物質届出の受理に関する こと。
			消防用設備等の点検結果報告書の受理に関すること。
			防火管理者の選(解)任届及び消防計画の受理に関すること。
			防火対象物の査察及び法令違反の是正指導に関すること。
			火災の原因及び損害の調査並びに火災情報の開示に関すること。
			り災及び救急搬送の証明に関すること。
消防担当		消防団事務に関すること(中消防署に限る。)	
		水火災、地震その他の災害に係る警戒及び防衛活動に関すること。	
		救急・救助活動に関すること。	
		水災等の情報収集及び被害調査に関すること。	
		各種災害の記録及び統計に関すること。	
		消防機械器具の改良研究に関すること。	
		消防水利及び地理の調査に関すること。	
		市民、事業所等の訓練指導に関すること。	
火災予防意識の普及及び啓もう活動に関すること。			
防火診断に関すること。			

別表第11(第2項関係)

課等	担当	主な分掌事務
収入役室	出納担当	現金、有価証券及び物品の出納及び保管(物品にあつては、使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事。
		小切手の振出し及び公金振替書の交付に関する事。
		現金及び財産の記録管理に関する事。
		指定金融機関及び収納代理金融機関に関する事。
		出納員及び現金取扱員に関する事。
		証書類の整理及び保存に関する事。
		市税、国民健康保険料及び介護保険料に係る収入金以外の収入金の収納及び整理に関する事。
		一時借入金に関する事。
		歳入簿による経理に関する事。
	審査担当	支出負担行為に関する確認に関する事。
		歳出簿等による経理に関する事。
		決算の調製及び市長への報告に関する事。
		歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の作成に関する事。

別表第12(第2項関係)

	事務局等	担当	主な分掌事務
三重 短期 大学	短期大学 事務局	大学総務 担当	職員の身分及び服務に関すること。
			職員の福利厚生に関すること。
			文書の收受及び保存に関すること。
			公印の管理に関すること。
			広報及び広聴に関すること。
			教授会に関すること。
			発展計画委員会、教育員審査委員会及び授業料減免審査委員会に関すること。
	学生部	教務学生 担当	学科課程及び授業その他教務に関すること。
			学生の募集、入学及び卒業その他学生の異動に関すること。
			学籍に関すること。
			公開講座に関すること。
			入学試験管理委員会、学務委員会及び就職等対策委員会に関すること。
			学生の福利厚生に関すること。
			学生の就職及び進学に関すること。
	附属図書 館	図書担当	図書の購入及び管理に関すること。
図書の閲覧及び貸出しに関すること。			
図書館委員会に関すること。			

別表第13(第2項関係)

部等	課等	担当	主な分掌事務	
教育委員会事務局	教育総務課	管理担当	事務局及び教育機関職員(県費負担教職員を除く。)の人事、給与及び服務並びに研修及び福利厚生に関すること。	
			教育活動災害見舞金の支給に関すること。	
		教育政策担当	教育委員会の会議に関すること。	
			条例、規則等の制定改廃に関すること。	
			教育行政に係る政策、企画及び調整に関すること。	
		経理担当	学校に係る予算の執行に関すること。	
			寄付金品等の収受に関すること。	
		施設担当	教育財産(学校に限る。)の取得、管理及び処分に関すること。	
			学校の施設及び設備の整備に関すること。	
		学校教育課	学務担当	学校の設置及び廃止に関すること。
				就学事務に関すること。
				教科書の給与に関すること。
	通学区域及び通学に関すること。			
	津市通学区域審議会に関すること。			
	教職員担当		教育機関職員(県費負担教職員に限る。)の定数、人事、給与及び服務並びに福利厚生に関すること。	
			学校の組織編成及び学校運営の管理に関すること。	
			教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する事務に関すること。	
			教育機関職員(県費負担教職員に限る。)の勤務成績の評定に関すること。	
	保健・給食担当		健康教育に関すること。	
			学校の環境衛生及び保健安全に関すること。	
			学校給食に関すること。	
	教育研究支援課		教育研究担当	学校教育に係る総合的な企画及び調整に関すること。
				学校教育推進計画に関すること。
津市立教育研究所に関すること。				
教育課程・研修担当		学校教育の振興及び教育内容の充実に関すること。		
		学校経営及び学級経営に係る指導及び助言に関すること。		
		教育課程、教育方法及び教育評価に関すること。		
		教科書の採択に関すること。		
		教育機関職員(県費負担教職員に限る。)の研修に関すること。		
生徒指導担当		生徒指導及び進路指導に係る指導・助言に関すること。		
		防災・安全教育に関すること。		

部等	課等	担当	主な分掌事務
	人権教育課	人権教育担当	人権教育の総合的な推進に関すること。
			人権教育に係る指導及び助言に関すること。
			人権教育に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
			教育集会所に関すること。
			人権教育に係る関係施設における人権教育等に関すること。
	生涯学習スポーツ課	生涯学習振興担当	生涯学習に係る総合的な企画及び調整に関すること。
			生涯学習の振興に関すること。
			津市生涯学習スポーツ審議会に関すること。
			社会教育委員に関すること。
			社会教育関係施設の設置に係る計画に関すること。
			社会教育関係団体の育成指導に関すること。
			ユネスコ活動に関すること。
			図書館との連絡調整に関すること。
		スポーツ振興担当	スポーツ・レクリエーションの振興に関すること。
			体育指導委員に関すること。
			運動施設の設置に係る計画に関すること。
			スポーツ・レクリエーション事業の計画及び運営に関すること。
			スポーツ・レクリエーション関係団体の育成指導に関すること。
	青少年担当	津市青少年問題協議会に関すること。	
		青少年の育成指導に関すること。	
青少年関係団体の育成指導に関すること。			
青少年関係施設に関すること。			
公民館事業担当	公民館の事業に係る総合調整に関すること。		
	公民館の施設の維持管理に関すること。		
	生涯学習スポーツ施設担当	運動施設の維持管理に関すること。	
社会教育施設及び運動施設の整備に関すること。			
文化課	文化振興担当	芸術及び文化の振興に関すること。	
		文化関係団体の育成に関すること。	
		津市文化振興審議会に関すること。	
	文化財担当	文化財施設及び文化財に関すること。	
		津市文化財保護審議会に関すること。	

別表第14(第2項関係)

部等	課等	担当		主な分掌事務
		総合支所 (久居総合支所を除く。)	久居総合支所	
教育委員会事務局	事務所	学校教育担当	学校教育担当	教育活動災害見舞金に係る申請・受付に関する事。
				教育行政に係る相談並びに受付等に関する事。
				備品管理に関する事(学校等を含む)。
				教育財産(学校に限る。)の維持管理に関する事。
				就学事務に係る相談及び受付並びに学校との連絡調整等に関する事。
				学齢簿の編成等に関する事。
				入学に係る相談、受付等に関する事。
				就学援助、就園奨励等に係る相談及び受付等に関する事。
				教科書の給与に関する事。
				学校の諸願、届けに係る受付に関する事。
	通学区域及び通学に関する事。			
	日本スポーツ振興センター災害給付に係る受付に関する事。			
	生涯学習スポーツ担当	生涯学習担当	生涯学習担当	生涯学習に係る事業等の実施に関する事。
				公民館との連絡調整及び事業の実施に関する事。
				公民館の施設の使用に関する事。
				公民館の施設の維持管理に関する事。
				社会教育施設の維持管理に関する事。
				街頭補導の実施に関する事。
				青少年の育成及び相談に関する事。
				青少年関係施設の維持管理に関する事。
芸術及び文化事業等の実施に関する事。				
文化財施設及び文化財の維持管理並びに文化財に係る届出申請の受付等に関する事。				
スポーツ担当	スポーツ担当	スポーツ担当	運動施設の使用に関する事。	
			運動施設の維持管理に関する事。	
			スポーツ・レクリエーションの振興に係る諸事業の調整に関する事。	
			体育指導委員との連絡調整等に関する事。	
			スポーツ関係行事の調整に関する事。	
			スポーツ教室の調整に関する事。	
学校体育施設開放事業の調整に関する事。				

部等	課等	担当		主な分掌事務
		総合支所 (久居総合支所を除く。)	久居総合支所	
		人権教育担当	人権教育担当	人権教育に係る指導及び助言に関すること。
				教育集会所に係る維持管理、運営等に関すること。
				人権教育に係る関係施設における人権教育等の実施に関すること。
				人権教育に係る相談、受付等に関すること。

別表第15(第2項関係)

課等	担当	主な分掌事務
選挙管理 委員会事 務局	選挙担当	選挙の管理執行に関すること。
		投票区及び開票区の設定及び改廃に関すること。
		選挙の常時啓発に関すること。
		選挙資格調査に関すること。
		選挙人名簿の調製、縦覧及び閲覧に関すること。
		選挙の記録及び統計に関すること。
		公告式に関すること。

別表第16(第2項関係)

課等	担当	主な分掌事務
監査事務局	監査担当	定期監査、随時監査その他監査及び報告に関すること。
		一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査及び決算審査に関すること。
		監査、審査及び検査の年間実施計画に関すること。
		監査に関する基礎資料の収集整理に関すること。

別表第17(第2項関係)

課等	担当	主な分掌事務
農業委員会事務局	農地・農業振興担当	農地法その他の法令により、その権限に属させた農地採草放牧地又は薪炭林(以下「農地等」という。)の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関すること。
		農業経営基盤強化促進法及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律によりその権限に属させた認定農業者への利用権の設定等の促進等に関すること。
		土地改良法(昭和24年法律第195号)その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに附随する事項に関すること。
		法人化その他農業経営の合理化に関すること。
		農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査研究に関すること。
		農業及び農民に関する情報提供に関すること。
		農業及び農民に関する事項についての意見の公表又は他の行政庁に対する建議に関すること。

津市行政組織機構図

